

宇情審答申第31号
平成30年9月3日

宇治市長 山本 正 様

宇治市情報公開審査会
会長 片桐 直人

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年5月31日付け、30宇都歴第182号により諮問のありました
下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書非公開決定（公開請求に係る公文書の内容：（仮称）お茶と宇治のまち
歴史公園整備運営事業に関する ・参加表明書 ・応募者の構成企業及び協力
企業一覧表）に係る審査請求についての諮問

答 申

第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書に係る非公開決定において、公開しないこととした情報について、携帯電話の番号、個人のメールアドレス及び法人の代表者の印影以外については、公開すべきである。

第2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成30年2月19日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「元太閤堤関連整備事業で、PFI事業に応募した業者の判るもの。平成27年度以後のもの」（以下「本件請求」という。）を請求の内容とする公文書公開請求書を提出した。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 審査請求人の公文書公開請求に該当する公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書を、「(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に関する ・参加表明書 ・応募者の構成企業及び協力企業一覧表」（以下「本件文書」という。）であると特定した。

3 実施機関の決定及び審査請求人への通知

平成30年3月5日、実施機関は、本件文書について、条例第6条第5号に該当することを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

4 審査請求

平成30年3月9日、審査請求人は、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

条例第11条第2項の規定による公文書の非公開決定の取消しを求めるものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 応募業者の公開を求めているだけで、これを知り得ることで宇治市の財産上の不利益を招くことも、公平性を欠くこともない。プライバシーの侵害にも当たらない。
- (2) 他の入札応募者等と全く変わることはなく、応募企業を請求者が知ることであり、実施機関は不当に情報を隠ぺいしている。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 国が示す「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」では、「事業者選定は、中立かつ公正な審査を確保することが必要である」と示されている。提案書類の審査が終わっていない段階で応募者を公表すると、選定委員が先入観を持って審査するおそれがあり、応募者を選定する上で中立かつ公正な審査が確保できないことから、選定委員に対しても応募者を非公開としている。なお、選定委員の氏名等についても非公開としている。
- (2) 本件文書を公開すると、応募者名及び応募者数が明らかになってしまう。応募者名が明らかになると、構成員の引き抜きが起きたり、応募者が有名な企業で構成されていれば、他の応募者が選定されることを諦めてしまい、提案をしなくなるおそれがある。また、応募者数が明らかになると、仮に1者のみの応募であった場合、それが分かってしまうと競争が働かなくなる。このように、競争環境を維持できなくなると、本市の契約に係る事務に関し、本市の財産上の利益及び当事者としての地位が不当に害されるおそれがある。
- (3) 他の自治体においても、P F I 事業を実施する際は、応募者を非公開としている。
- (4) ガイドラインでは、「公平性・透明性・競争性の確保の観点から公表の必要があるものについては適切な時期に公表すること。」と示されていることから、優先交渉権者の選定後、平成30年5月18日に市ホームページにて応募者を公表した。

第5 当審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件文書は、実施機関がP F I 事業を実施するに当たって、事業者を募集した際に、応募者から宇治市に提出された書類であり、応募者名、企業名、担当者氏名、連絡先等が記載されたものであり、その枚数により応募者数が推察されるものである。

2 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、本件決定の理由として「現在は事業者の審査中であり、対象となる公文書を公開して応募者が明らかになると、事業者を選定する上で中立かつ公正な審査が確保できないことから、本市の契約に係る事務に関し、本市の財産上の利益及び当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」としている。

さらに実施機関によると、提案書類の審査が終わっていない段階で応募者を公表すると、選定委員が先入観を持って審査するおそれがあり、応募者を選定する上で中立かつ公正な審査が確保できないことから選定委員に対しても非公開としているとのことであり、本件文書を公開すると応募者の構成企業及び協力企業が明らかとなり、応募者が有名な企業で構成されていれば、他の応募者が選定されることを諦め、提案を

しなくなるおそれがあり、また、応募者数が明らかになると、仮に1者だけの応募であった場合、それが分かってしまうと競争が働かなくなる。そうすると競争環境が整わなくなり、本来PFI事業を採用することによる利点とされるコストの削減や質の高い公共サービスの提供が活かされなくなり、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあると主張する。

しかし、実施機関が主張する、応募者を選定する上で中立かつ公正な審査を確保し、競争環境を整えることの必要性は、市ホームページにおいて応募者が公表されている現時点においては認められず、条例第6条第5号には該当しない。

もっとも、本文書に記載されている個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報が、現時点でなお条例第6条第2号及び第3号に該当するならば別論であると考えられ、当審査会が実施機関に対し質疑を行ったところ、下記の事項が条例第6条第2号及び第3号に該当するとのことであった。

- (1) 構成企業等の担当者個人の情報を保護するため、担当者の氏名、所属・役職、携帯電話の番号及び個人のメールアドレス（同条第2号該当）
- (2) 構成企業等である法人の活動及び財産に関する情報を保護するため、法人の代表者の印影（同条第3号該当）

当審査会が本文書を実際に見分したところ、上記の事項のうち、担当者の氏名及び所属・役職については、事業の実質的な責任者として氏名等が記載されているものであり、個人に関する情報であっても、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものとはいえない。従って、担当者の氏名及び所属・役職については公開すべきである。

上記の事項のうち、担当者の氏名及び所属・役職以外の部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるものであることから、条例第6条第2号及び第3号に該当することが認められる。

よって本件決定を行った平成30年3月5日時点において実施機関が行った判断が妥当であったかどうかはともかく、上記事項以外の部分並びに上記事項のうち、担当者の氏名及び所属・役職について公開すべきである。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年月日	経 過
平成30年 2月19日	公文書公開請求
平成30年 3月 5日	公文書非公開決定
平成30年 3月 9日	公文書非公開決定に対する審査請求
平成30年 5月31日	情報公開審査会諮問（平成30年度第1回審査会）
	審査請求人から意見聴取（平成30年度第1回審査会）
	実施機関から意見書收受（平成30年度第1回審査会）
	実施機関から意見聴取（平成30年度第1回審査会）
	審議（平成30年度第1回審査会）
平成30年 7月 2日	審議（平成30年度第2回審査会）
平成30年 9月 3日	答申